

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 40 号

最終改正平成 29 年 12 月 21 日

### 鈴鹿工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

(趣旨)

第 1 条 学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 123 条において準用する第 106 条の規定に基づく鈴鹿工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号については、この規則の定めるところによる。

(称号授与の基準)

第 2 条 名誉教授の称号は、本校に校長又は教授として通算 10 年以上勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に対し授与する。

2 前項に規定する教育上又は学術上の功績については、あらかじめ所属の学科等の長から提出された功績調書、著書論文一覧等の資料に基づき審査を行う。

第 3 条 本核准教授若しくは助教授又は専任講師としての勤続年数は、その 2 分の 1 を前条の勤務年数中に加えて通算することができる。

2 本校以外の高等専門学校、大学（短期大学を含む。）及び大学共同利用機関において、教授として勤務した期間にあってはその期間、准教授または専任講師としての勤務年数は、その 2 分の 1 の期間を前条の勤務年数中に加えて通算することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の適用については、本校教授として 5 年以上勤務した者に限りこれを適用する。

第 4 条 本校に校長、教授として勤務し、その年数が前 2 条の年数に満たない者でも教育上又は学術上の功績が顕著であつた者に対しては、前 2 条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

(称号授与の決定)

第 5 条 校長は、第 2 条から第 4 条までの規定により称号授与の基準に該当すると思われるものがあつた時は、運営会議に諮り、その議を経て称号授与を決定する。

(称号授与の方法)

第 6 条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

(授与の取り消し)

第 7 条 名誉教授の称号を授与された者が、名誉教授にふさわしくない行為を行った場合は、運営会議の議を経て、名誉教授の称号を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

2 改正後の規則は、平成 16 年度法人化以降の名誉教授称号授与から適用する。